平成２４年（フ）第２４８号
千葉県佐倉市吉見431番地５
債務者　田中久美子（旧姓秋山）
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２５９号
千葉県八街市大関80番地11
債務者　本田美佐子
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２６６号
千葉県八街市文違301番地1625
債務者　鈴木　里美
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２６９号
千葉県成田市土屋838番地６　メゾンイワキ２Ｆ205号
債務者　會田　義昌
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１０３号
千葉県木更津市祇園３丁目22番８号
債務者　甲斐　　豊
１　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１１２号
千葉県君津市外箕輪４丁目13番８号　201
債務者　沼田喜美子（旧姓近藤）
１　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１８６８号
名古屋市北区大杉１丁目22番３号　コーポ白壁406号
債務者　菅田　知代
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９０８号
名古屋市西区南堀越１丁目16番18号　服部荘１階Ｃ号
債務者　池本　俊子
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７８号
愛知県岡崎市戸崎町字牛転10番地　和光寮、前住所愛知県岡崎市大和町字西島66番地１　ノベルティＧＸ307
債務者　小山田元博
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４０１号
愛知県安城市日の出町２番20号　阿部不動産コーポ202、前住所愛知県安城市安城町秋葉西３番地５　秋葉団地３―201
債務者　山下　公司
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
滋賀県長浜市神照町476番地７
債務者　倉田　　喩
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
岡山県総社市真壁1300番地１セジュールマカベ105号
債務者　濱田　広志
１　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
岡山県倉敷市水江1472番地２
債務者　羽井佐瑞恵（旧姓大枝）
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３２３号
高知市百石町３丁目８番16号　グリーンハイツ201
債務者　山﨑　秋江
１　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３９号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2022番地６
債務者　倉田　史枝
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３５４号
埼玉県熊谷市日向1045番地２
債務者　大川　博子
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４２号
埼玉県秩父市下影森1183番地10　コーポアカシヤ204
債務者　伊藤　兼夫
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係